東京理科大学法学 2 (第 2 テーマ)「法思想史の整理①近代自然法論の登場」 担当:理一教養学科准教授 神野潔 (JINNO, Kiyoshi)

### 1 神学的自然法論と絶対主義思想

- ・自然法とは…人が作り出す法(実定法)とは違って、時・場所を超えて人間社会に共通して存在し、人の力で変えようとしても変えることのできない普遍の法。実定法は自然法に合致して作り出すことが要請される
- ・神学的自然法論…自然法は人間から超越した神の秩序であり、それが人間社会に対して適用されているという考え方
- ・14世紀から 16世紀にかけてのルネサンス(文芸復興。人文主義思想の発展により、神中心の世界から人間中心の現実世界へ関心が移っていく)と、宗教改革(ローマ教会の変革運動。ローマ教会の権威や体制は打撃を与えられ、国民国家としての絶対主義国家の成立が進む)による社会構造が変化していく
- ・絶対主義国家体制を理論づけたのは、①マキャベリ(1469年-1527年)『君主論』(1513年)、②ボーダン(1530年-1590年)『国家論』(1576年)などの法思想。①は、分裂国家イタリアの統一を目指すために、君主の無制限な権力行使を容認するもの。神学的な自然法の存在を否定し、政治を宗教から解放したという点において、近代政治学の出発点とも評価できる。②は、宗教戦争のさなかに、絶対君主制による国家の統一を目指して書かれたもの。立法権を中心とした主権は永続的・絶対的なものであり、法は主権者の命令であるとするが、主権者は神学的自然法には拘束される。近代的な制定法への意識が見える。
- ・この時代は、絶対主義国家を正当化するものとして王権神授説も発展

### 2 近代自然法論の特徴

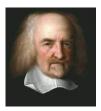
- ・近代自然法論…絶対君主に対抗する力をつけた市民の台頭を背景にして出てきた理論。自然法は神の法ではなく、人間の理性によって発見されるという考え方を採用し、一般に国家権力の基礎、国家と個人の関係、国家と宗教の関係などについて考察するが、具体的な内容は多様である。
- ・近代自然法論者の方法上の共通点…①自然状態(国家や政府が成立する前の、個人が自由な状態)を想定し、そこから、全員一致の社会契約を媒介にして国家状態に入るという構成で思考し、そこからあるべき国家・あるべき法を考える。②神から自立した人間の理性を重視し、人間の本性に適合するものとして自然法があり、そこから具体的な法の原則が導かれるとする
- ⇔自然状態の描き方、自然権の内容、あるべき国家・あるべき法の内容などは多様で ある

# 3 H.グロチウス (1583年-1645年)



- ・近代自然法の父、国際法の父…国際的な紛争を解決するための自然法理論、キリスト教徒以外にも適用できる普遍的な法としての国際法。ただし、神学的要素を多く残した思想である。
- ・『戦争と平和の法』(1625年)…フランス亡命中に書かれたもの。あらゆる戦争を規制する目的を持つ。
- ・法は自然法と意思法に分けることができ、意思法はさらに神意法と人意法に分ける ことができる。人意法はさらに国家法と諸国民の法に分けることができる。
- ・自然法は、人間の本性に基づくものである。本性は「社交的性向」であり「知性の程度に応じて組織された、同種の仲間との平和な社会生活」を求める性向である。自然法はこのような人間の本性に合致する行為を要求する「正しい理性の命令」である。他人の物を侵さない、約束を履行する、過失による損害は賠償する、罪を犯した人は罰を科されるなどが具体的な自然法の内容。失善法は神であっても変更できず、また、神が存在しないと仮定しても、やはり効力を持つ。
- ・国家法と諸国民の法は、自然法を基礎とし、それによって正当化されている。国家 法は、権利の享受や共通の利益のために人々が作り上げた集団である国家の法。諸国 民の法は、多くの諸国民の合意によって生じる法(慣習や学者の証言によって証明さ れる法)。

### 4T.ホッブズ (1588年-1679年)



- ・イギリスの市民革命期に、傍観者的立場から国家に関する著書を発表する
- ・代表作は『リバイアサン』(1651年)…内乱や分裂のない近代国家をどのようにして基礎づけるかの理論。個人が結合して国家を設立するという考え方を軸に、法を神と明確に切り離す。また、自然状態を自然法とは切り離し(cf ロック)、絶対的な国家主権を主張し、専制君主を肯定する
- ・自然状態において、人は競争心や虚栄心・不信を一般的な性向として持ち、自分自身の生命を維持するために、他人の生命・財産・名誉を奪うことも含めて、自由に自

らの力を用いることができる(自然権・自己保存権)。

「万人の万人に対する闘争」…自然状態では、人々が自己の理性によって適切である と思う行為が正義であり、共通の正・不正が存在しない。そして、自己保存のための ための行動により、かえって自己保存をおびやかす結果を生むことになる。

- ・人々は、自らの自然権を守り死の恐怖から逃れるために、自然状態から逃れること (二度と闘争に逆戻りしないこと)を考えるようになる。それは人間に理性があるか らできるのであり、人々の理性によって発見された自然法(具体的に 19 ある)によ って命じられるものであり、自己保存の手段が何であるかも自然法によって命じられ る。
- ・第一の自然法:「各人は平和を獲得する望みがある限り、それに向かって努力するべきである」。第二の自然法:「人は他の人々もまたそうである場合には、平和と自己防衛のためにそれが必要だと思う限り、進んで全ての物事に対する彼の権利を放棄すべきであり、他人が彼に対して持つことを彼が許すような自由を、他人に対して自分が持つことで満足すべきである」。第三の自然法:「人々は彼らが結んだ信約を遵守するべきである」
- ・しかし、「諸信約は剣をともなわなければ語に過ぎない」。そこで、自然法を守る ためには強い権力の存在が必要となり、国家(主権者)が作り出される。第二の自然 法・第三の自然法に基づいて、人々は本来持っていた全ての自然権を全て放棄し、国 家に対して譲渡する(社会契約)。
- ・主権者の権限には司法権・懲罰権・官吏任命権・課税権・徴兵権・規則制定権などがあり、規則制定権によって市民法(主権者の意思による命令)が制定される。これは市民法への絶対的な服従を意味し、絶対主義的国家を肯定するものであり、自然法論であるが後の法実証主義とつながるものでもある。
- ・一方で、主権者に命じられても拒否することのできるもの(不正でないもの)として、自己防衛権・兵役拒否権・犯罪者の逃亡権などがある。これらは自然権の中でもともと放棄しなかったものなのか、再び自然状態に戻って手にするものなのかは、判然としない。

## 5 J.ロック (1632年-1704年)



・1688年から 1689年にかけての名誉革命により、イギリスでは国王の専制政治が終わり、立憲君主制と議会主権が確立する。ロックは、この革命とその後の構造を正当

化する。

- ・『統治二論』(1689年) …二つの大きな論文からなる。第一論文は、フィルマー『族 父論』(1640年頃執筆し出版は1680年)における王権神授説を批判する。第二論文 は、市民政府の始まりや目的、政府の権限の範囲などについて考察する(一般にロッ クの思想として重視されているのはこの第二論文)
- ・「自然状態はそれを支配する自然法を持ち、全ての人間は自然法に拘束される」・「人々が自然法の範囲内で、その行動を律し、自ら適当と思うままに、その財産と身体を処置するという完全に自由な状態」にある。人々は闘争の状態にはなく、平和的共存状態にあり、生命・自由への権利は誰にも譲ることのできない権利であり、また全ての人々は、神から与えられた豊富な共有物に自己の所有する身体の労働を加えたものに対して、権利を持つ(財産権)。国家がなくても、人間はもともと理性があるので、その理性の命令であるところの自然法によって、このような状況が生まれながらに存在している。
- ・しかし、自然状態ではこの自然権の保障は不安定である。紛争解決の基準がなく、 それを裁く公平な裁判官もいないから。
- ・人々は、一層確かな保障のために、また外敵の侵害に対する安全確保のために、全員一致の社会契約を結んで、一定の権限(目的のために必要なだけの自然権)を譲渡した国家を作り出す。これによって国家は、立法権や刑罰権を得る。一方で、生命・自由・財産権は、各個人のもとに留保される
- ・国家の権限は人々の信託に基づいており、限定的なものである。国家が(特に立法 において)その信託に違反した場合には、人々は抵抗権を行使して、国家を違う国家 に改めることができる